学生のネットワークシステム利用上の情報倫理規程 (要旨)

利用者は、本学の建学精神に則り、品性を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて、情報ネットワークシステムを利用しなければならない。

1. システム利用上の遵守事項

- (1) 本学情報ネットワーク・システム(以下「システム」と言う)を利用するためには、利用資格の取得を申請し、「情報倫理」関係の講義を受講した上、利用資格及びアカウントを取得しなければならない。
- (2)システムの利用に際しては、秀明 I T教育センター(以下「SITEC」と言う) の指示に従わなければならない。
- (3) 本学の情報機器又は個人が所有する情報機器をシステムに接続する場合は、 SITECの指示を遵守しなければならない。
- (4) ユーザー資格が消失したときは、当該利用者は、システム内のすべての個人ファイルの削除、メーリングリストからの退会を含め原状回復の義務を負う。
- (5) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。
- (6) 虚偽又は二重の利用資格を申請してはならない。
- (7)他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、特に必要があってグループ IDの申請するときは、別に定めるところに従う。
- (8) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (9) システムのリソース(計算時間,ハードディスク使用量,通信時間)を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (10) 設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。
- (11) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (12) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、著作権法の 規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (13) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。
- (14) 電子メールを偽造し、または、その偽造を試みてはならない。
- (15) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造または公開してはならない。
- (16) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。
- (17) 求められてはいないメール、営利を目的とするメッセージ等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (18) Webページ等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- (19) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (20) システムおよびユーザのパスワードの解読を試みてはならない。

- (21) システム・ファイルを複製、削除、改変してはならない。
- (22) 第三者のソフトウエアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- (23) ネットワークシステム, プログラムまたはデータを破壊または改変してはならない。
- (24)正規の手続によらずに、より高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- (25) コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラムまたは データを本学情報ネットワークシステム内に持ち込んではならない。
- (26)機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- (27) 本学が関係するネットワークにおいては、ネットワークを通じたクレジットカード番号のやり取りを禁止する。
- (28) 本学が関係するネットワークにおいては、電子ショッピングを禁止する。
- (29) 本学が関係するネットワークにおいては、他ユーザーの固有情報(ユーザーID, パスワード、メールアドレス、氏名等)をみだりに公開することを禁止する。
- (30) 本学が関係するネットワークにおいては、有害情報(ポルノ、暴力等の公序良俗に反する情報)の閲覧、作成、配布を禁止する。
- (31) Win MX、Win n y 等のファイル共有ソフトの使用は違法行為を引き起こす 可能性が大きいので、本学での使用を禁止する。

2. 違反行為に対する措置

当該学生に対して本学学則に基づく処分を行う。

平成10年6月 7日施 行 平成16年3月17日改定施行 平成17年4月 1日改定施行 平成18年3月 8日改定施行